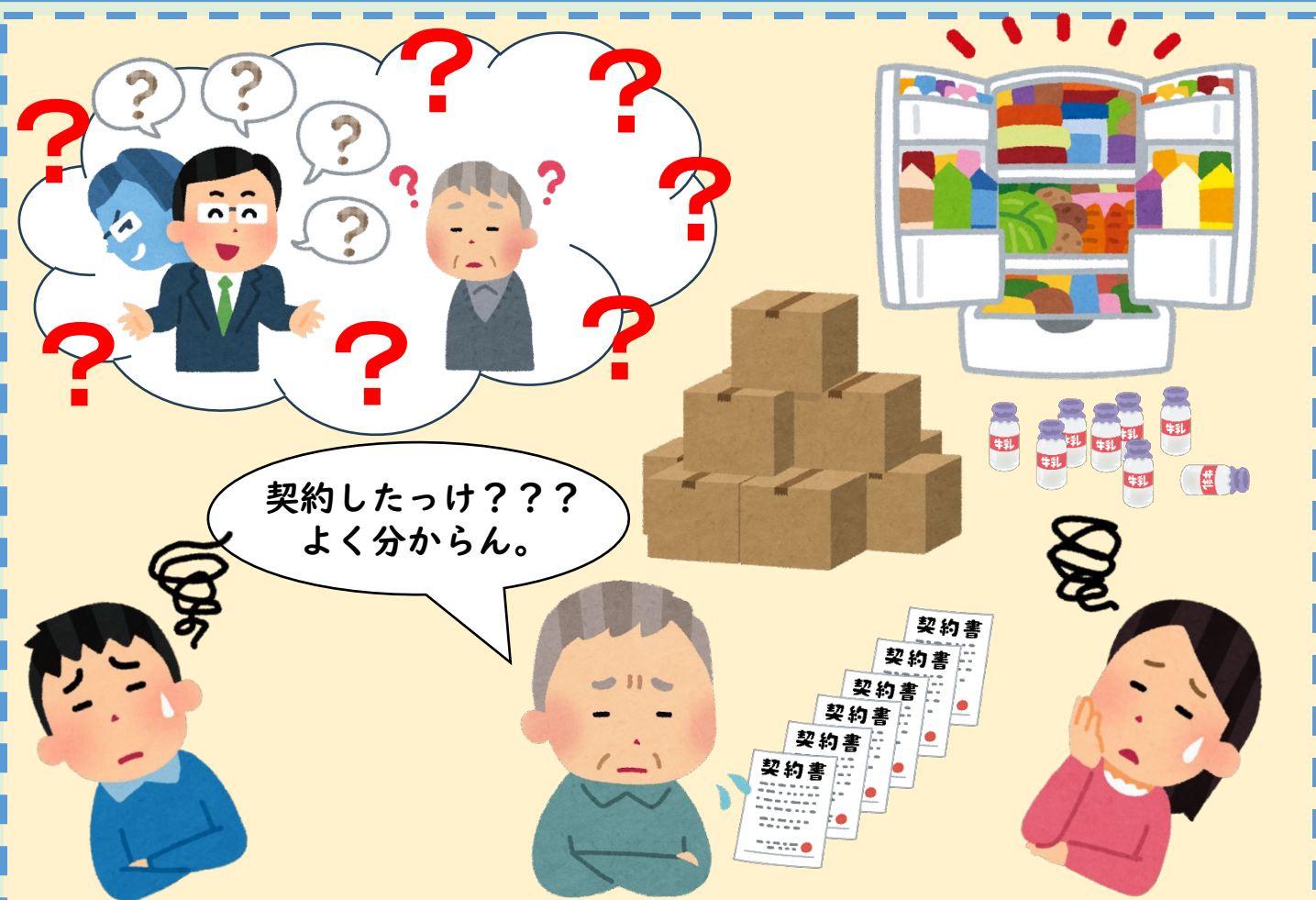




おじいちゃん、おばあちゃん 大丈夫!!??

別居している高齢の家族の家に、**見慣れない商品**や**契約書**、**消費期限が切れた**
まま放置されている飲食物等はありませんか？

判断力不足に便乗して不要な契約をさせられてしまっているかもしれません！



見守りチェックリスト

- 
- ・家に見慣れない人が出入りしていないか
 - ・家に見慣れないもの、未使用のものが増えていないか
 - ・見積書、契約書などの不審な書類や名刺などがいないか
 - ・定期的にどこかにお金を支払っている形跡はないか
 - ・生活費が不足したり、お金に困っていたりする様子はないか など

認知症等の高齢者は、自身が被害に遭っていることに気付かないまま
契約を繰り返すことがあります。

近所の方ともコミュニケーションをとり、みんなで見守りましょう！！

契約してしまったが、解約したい…

そんなときは、**クーリング・オフ**！

訪問販売による取引は、

契約書面を受け取った日から **8日間以内**であれば、

原則として、**無条件で契約解除**ができます。

※ 特定商取引に関する法律の規定に基づくクーリング・オフの対象となるためには条件があります。対象になるかどうかの判断に困る場合は、消費生活センター等に相談しましょう。



クーリング・オフの方法

- ① ハガキなどの書面又は電子メールなどの電磁的記録による通知で行いましょう。
- ② 契約（申込）年月日、販売（役務提供）会社、担当者名、商品（役務）名、契約金額及び契約の解除・返金を求める旨を書きます。
あなたの住所・氏名を書くことも忘れずに。
- ③ ハガキの場合、表・裏共にコピーを取り、郵便窓口で、**特定記録郵便**又は**簡易書留**などの発送した記録が残る方法で出して、受取証などをもらい、ハガキのコピーと受取証を大切に保管しましょう。
- ④ 電子メールの場合、送信したメールは削除しないでおきましょう。

契約書に「クーリング・オフできない」と書いてあったり、クーリング・オフ期間を過ぎているように見えても、契約を解除できる場合があります。
諦めずに消費生活センター等に相談しましょう！



ハガキの記載例

切手	□□□□□□□
〇〇県〇〇市〇〇〇〇	
株式会社〇〇 御中	

契約解除通知書	
契約年月日	令和〇年〇月〇日
販売会社	株式会社〇〇
担当者名	〇〇 〇〇
商品名	〇〇〇〇 〇個
契約金額	〇〇〇〇円
上記の契約を解除します。 支払った代金〇〇〇〇円を返金してください。	
令和〇年〇月〇日	
住所	〇〇県〇市〇〇〇〇
氏名	〇〇 〇〇

消費者ホットライン188
イメージキャラクター
『イヤヤン』

困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」にご相談ください。
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

消費者ホットライン ☎（局番なし）188

